

横手市こどもの権利宣言

1. 生きる権利

私たちこどもは、心や身体の健康を大切にして尊厳を保ちながら生きる権利があります

他者の評価に左右されることなく、平等に学ぶ機会と、自らの可能性を追求する自由な選択が保障され、差別や偏見なく一人の人間として尊重されます。

2. 育つ権利

私たちこどもは、安全で愛情ある環境が保障され、健やかに成長する権利があります

地域社会に見守られながら、社会性を育み、豊かに成長する機会が提供されます。自己肯定感を育み、挑戦し続けるたくましいこどもとしての育ちが保障されます。

3. 守られる権利

私たちこどもは、暴力、虐待、いじめ等、あらゆる不当な行為や危害から守られる権利があります

身体的及び精神的苦痛からも守られ、困難に直面した際には、信頼できる支援者や安らげる居場所が提供され、その身の安全が最優先されます。

4. 参加する権利

私たちこどもは、自らの意思や考えが尊重され、家庭、学校、社会のあらゆる場面に積極的に参画し、自己を表現する権利があります

一人ひとりの意見や個性を相互に尊重し、対話を通じて自らの意見を自由に発信し行動することが可能です。夢や希望をあきらめず、自身の興味や関心のあることに情熱をもって真剣に取り組むことができ、その挑戦が地域社会によって支援されます。

5. 未来を創る権利

私たちこどもは、個性が認められ、他者に寄り添う思いやりをもち、明るい未来を自ら創造し、地域社会及び広範な社会に積極的に貢献する権利があります

学ぶ喜びを知り、生涯にわたり知的好奇心をもち続け、世代を超えた多様な人々と協力して相互に支え合い、変化する社会に適応しながら成長し続けることが可能となるよう、最大限の支援が提供されます。